

尾道市のスライド条項について(請負契約約款第25条)

価格変動が……。

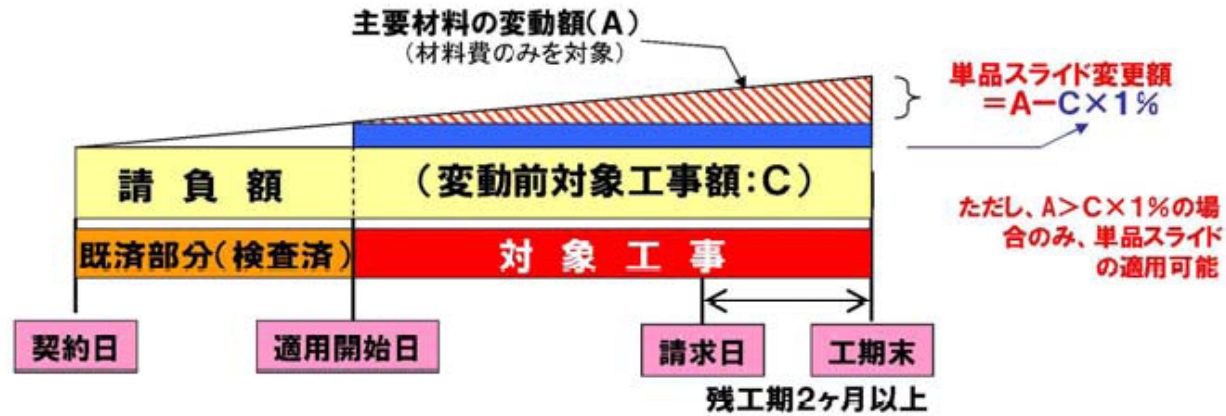
- 通常合理的な範囲内である場合は、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を越える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (適用日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期的な工事における通常予見不可能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類、燃料油 各工事の特記仕様書に明記された資材 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体スライド適用期間における負担はなし)

単品スライド (請負契約約款第25条第5項)

対象資材: 鋼材類、燃料油

及び各工事の特記仕様書に明記された資材



全体スライド (請負契約約款第25条第1項～第4項)

